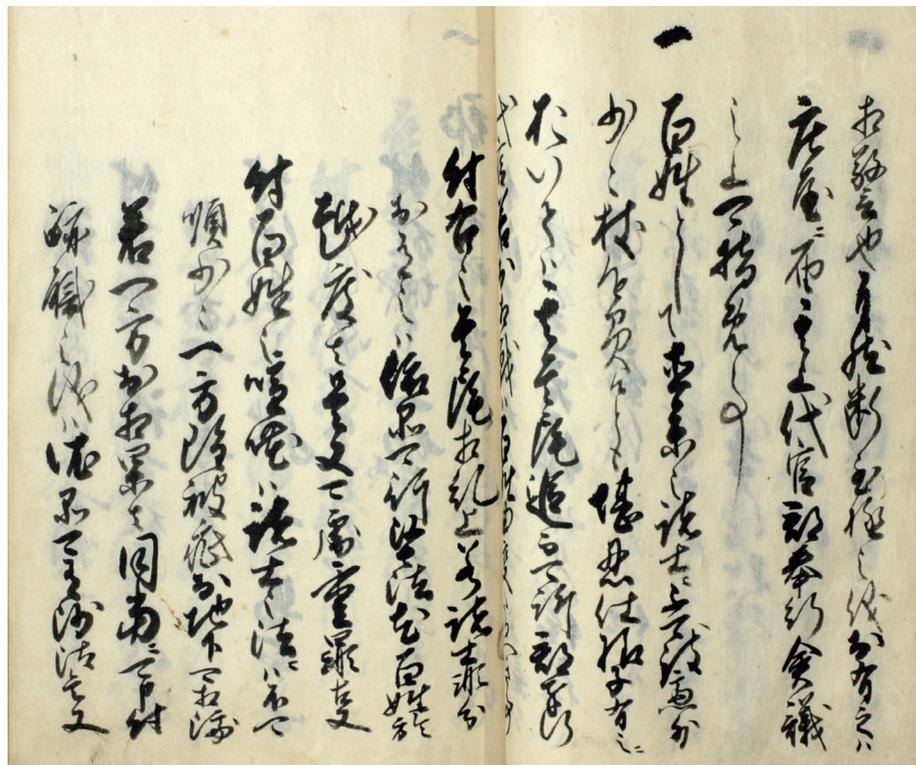


## 身分の統制（万治制法）



\* 毛利家文庫 40法令80「万治諸御条目」

### 解説

萩藩2代藩主毛利綱広のとき、領内法が集大成されました。幕府法に対応して家中、寺社、町人、百姓に関する条々からなり、全29編を総称して万治制法といいます。幕末まで踏襲された藩の基本法でした。

百姓に関する「郡中制法」の一例をあげれば（写真の4行目以降）、「百姓として直参の諸士に慮外（無礼な態度）致すべからず。少々杖を負い（恥辱を受ける）候とも、堪忍つかまつり、様子（事情）これあるにおいては、その首尾（顛末）追って郡奉行代官に訴うべし。もし相戦うにおいては、百姓曲事（くせごと）たるべき事」として身分の峻別をうたい、また「万民の身命を養ふものは農人の精力にあり、（中略）春には耕し、尺地も残さず切に営植すべし。秋にいたって毛上（収穫）のとき、廉直（正直）の沙汰いたすべき事」として、厳格な年貢の上納を求めました。

万治制法は集成法であるため、実際には各条々がそれぞれの対象者にあてて施行されました。

\* 「万治制法」を含む藩の法令の多くは、当館刊行の『山口県史料 近世編法制上・下』で活字化されています。そのほか幕府や藩の法令類は、当館毛利家文庫 40法令や徳山毛利家文庫「御当家律令」、同「御制法」などにまとめたものがあります。

\* 百姓や町人が名字や帯刀などの許可を願う事例は数多くあります。たとえば県庁旧藩記録227「小郡宰判地下人御賞美願寄書」や毛利家文庫 9諸省171「百姓刀苗字其外御免控」など。